

VI 憲法に基づく民主的自治制度確立と住民本位の自治体行財政を

1. 住民のくらしと地域を破壊する自治体再編や道州制導入を行わず、地方自治の拡充を

- (1) 憲法に基づき、国は国民の生命、福祉、教育、安全など基本的人権を守るナショナルミニマムを確保すること。福祉や教育、安全など国民生活に関わる施策を市町村と住民の自己責任に押し付ける道州制を導入しないこと。
- (2) 住民が全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく基本的人権が保障されるように、国と都道府県は市区町村への支援を行うこと。特定の都市の中心部に行政投資や公共施設を集中させ、周辺地域を統合する「連携中枢都市圏」「圏域化」「広域化」などの施策は、周辺地域はもとより地域全体の衰退を招くものであることから実施しないこと。
- (3) 国と都道府県は市区町村に廃置分合を強要しないこと。国は市区町村の権限・財源を取り上げないこと。国は、合併した市町村において、旧市町村単位で支所機能や行政サービス、コミュニティが充実するように人員・財源の保障を含めた支援を行うこと。
- (4) 国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特区制度は、国が一方向的に地域を指定して大企業の営利追求のための規制緩和を強行し、憲法で保障された安全や基本的人権、地方自治を侵害するものであることから、国と国会はこれを廃止すること。
- (5) 建設費の上振れ・国民負担増、海外パビリオンの撤退、万博不要の世論が7割に上る等々の状況を踏まえ、2025大阪・関西万博は中止すること。

2. 住民福祉の増進を図るため、地方財政を拡充すること

- (1) 公衆衛生と医療機関の人員体制・医療資機材等の確保・充実と財政措置を行い、国民のくらしと営業を支える実効ある支援を国の責任において行うこと。また、国民のくらしと営業を支える実効ある支援を国の責任において行うこと。
- (2) 国は「三位一体改革」で削減した地方財政を、「改革」前の水準に戻すとともに、地方自治体が憲法に基づき「住民の福祉の増進」を図る役割を發揮できるように地方財政を拡充すること。国は、地方自治体が、住民福祉の増進、新型コロナをはじめとした感染症への対策、安定した雇用の創出、循環型の地域経済づくりなどの施策が積極的に展開できるように財源を保障すること。
- (3) 地方自治体の運営に関する財源は、逆進性が大きく国民生活を圧迫し地域経済を衰退させる消費税増税ではなく、大企業や大資産家への課税強化と、不要不急の事業を見直すことで確保すること。
- (4) 地方交付税について、国は法定率を抜本的に引き上げ、地方自治体の財源保障・財源調整機能を充実すること
- (5) 国は地方交付税など税制を通じた地方自治体への政策誘導、介入を行わないこと。

3. 民主的・効率的な地方自治体を確立すること

- (1) 地方自治体は、行財政運営の基本を、大型公共事業優先策でなく、住民生活優先の福祉・医療・教育の充実と地域経済の振興を基本に行うこと。
- (2) 地方自治体は、情報公開制度を拡充させ、住民に分りやすい財務会計制度・予算・決算の民主化、情報公開を行い、住民参加の仕組みを充実すること。公文書を適正に管理・保存し、住民がいつでも閲覧できるようにすること。住民のくらし、権利に関わる重要な政策については、住民の直接投票で決められるようにすること。
- (3) 地方自治体は住民の個人情報保護すること。住民の個人情報を本人の同意なしに他の行政機関や企業等に提供しないこと。国は地方自治体に対し、個人情報保護条例における保護規制の緩和を求めるなどの介入を行わないこと。

- (4) 地方自治体は、行政財産の管理及び処分に係る規制緩和（地方自治法第 238 条の 4）について、行政財産の本来の目的や存在理由、用途、公有財産の適正な管理に照らして厳正に対処すること。
- (5) 国と国会は、不公正・乱脈な同和行政を復活させる「部落差別解消推進法」（部落差別永久化法）を廃止すること。国は「部落差別実態調査」など、同法の具体化を地方自治体に押し付けないこと。国と地方自治体は、同和行政・同和教育を行わず、人権保障や福祉のために必要な施策は一般行政として拡充実施すること。補助金、公共工事、委託、民営化等における部落解放同盟など特定団体との癒着を排し、公正・公平な自治体行政を行うこと。
- (6) 地方自治体における行政改革の基本姿勢と策定方法等については、誠実に労使協議をつくり、自治体・公務公共労働者の雇用と労働条件にかかわる問題は、労働組合との団体交渉事項とすること。
- (7) 国と地方自治体は、憲法・国際条約等を踏まえた実効ある男女平等（共同参画）推進条例・計画を策定し、実践すること。ジェンダー平等を推進する施策を拡充すること。